

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人武田宏之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人武田宏之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成25年8月23日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
金森 聡	高松市一宮町2008番地39	平成25年8月23日から
山本 想	高松市北浜町11番7-706号	平成26年3月31日まで